

## 環境放射能水準調査結果（令和6年3月速報値）について

## 【要旨】

国庫委託事業「環境放射能水準調査」の測定結果について、**放射性セシウムは下記のとおりで、健康に影響のあるレベルではありませんでした。**

なお、放射性ヨウ素はいずれも不検出でした。

## ○ 毎月調査

- ・月間降下物（盛岡市、10月～1月）：不検出

## ○ 四半期調査（10～12月）

- ・大気浮遊じん（盛岡市、一関市）：不検出

## ○ 年1回調査

- ・大根（盛岡市、11/20採取）：不検出
- ・白菜（盛岡市、11/20採取）：0.0915 ベクレル/kg
- ・貝類（ほたて）（山田町、2/5採取）：不検出

## 1 調査の概要

本県は、文部科学省の委託を受けて昭和62年から降下物や大気浮遊じんのほか、農林水産物や土壌等の調査を定点で定期的に行っています。

この調査では、平常時における極微量の放射性物質の推移を把握する目的で実施しているため、原発事故後の緊急調査よりも高感度な測定方法が指定されています（緊急調査に比較し、試料量が約50～100倍、測定時間が約10倍で、定量下限値は100分の1程度）。

## 2 測定結果

(1) 月間降下物<sup>※1</sup>（盛岡市：環境保健研究センター屋上）

- |                   |         |            |              |
|-------------------|---------|------------|--------------|
| ア 10月期（10/2～11/1） | 放射性セシウム | <u>不検出</u> | （放射性ヨウ素 不検出） |
| イ 11月期（11/1～12/1） | 放射性セシウム | <u>不検出</u> | （放射性ヨウ素 不検出） |
| ウ 12月期（12/1～1/4）  | 放射性セシウム | <u>不検出</u> | （放射性ヨウ素 不検出） |
| エ 1月期（1/4～2/1）    | 放射性セシウム | <u>不検出</u> | （放射性ヨウ素 不検出） |

## 【健康への影響】

原発事故後の平成23年3月から令和5年1月までの142月間においても、降下物による50年間実効線量<sup>※2</sup>は0.213ミリシーベルトで、国が追加被ばく量の長期的な目標とする「年間1ミリシーベルト以下」に比べて低い。

(2) 大気浮遊じん<sup>※3</sup>（10～12月期）

- |                      |         |            |              |
|----------------------|---------|------------|--------------|
| ア 盛岡市（県環境保健研究センター屋上） | 放射性セシウム | <u>不検出</u> | （放射性ヨウ素 不検出） |
| イ 一関市（一関地区合同庁舎屋上）    | 放射性セシウム | <u>不検出</u> | （放射性ヨウ素 不検出） |

(3) 大根<sup>※4</sup>（年1回、盛岡市、11月20日採取）

- |         |            |              |
|---------|------------|--------------|
| 放射性セシウム | <u>不検出</u> | （放射性ヨウ素 不検出） |
|---------|------------|--------------|

【健康への影響】

食品衛生法の基準値<sup>※4</sup> (100 ベクレル / k g) を下回っています。

(3) 白菜<sup>※4</sup> (年1回、盛岡市、11月20日採取)

放射性セシウム 0.0915 ベクレル / k g (放射性ヨウ素 不検出)

【健康への影響】

食品衛生法の基準値<sup>※4</sup> (100 ベクレル / k g) を下回っています。

(3) 貝類 (ほたて)<sup>※4</sup> (年1回、山田町、1月11日採取)

放射性セシウム 不検出 (放射性ヨウ素 不検出)

【健康への影響】

食品衛生法の基準値<sup>※4</sup> (100 ベクレル / k g) を下回っています。

[参 考]

※1 : 月間降下物

1 か月間に採取した雨やちり等の降下物について、単位面積あたりの放射性物質の量を測定するもの

※2 : 50 年間実効線量

国際原子力機関 (IAEA) の被ばく評価方法で、国が用いているもの。

その場所に、仮に 50 年間滞在した場合の、土壌からの再浮遊に由来する吸入被ばくと、土壌からの外部被ばく線量の積算値

※3 : 大気浮遊じん

特定期間に採取した大気中の浮遊粉じんについて、単位体積あたりの放射性物質の量を測定するもの

※4 : 飲料水及び食品の基準値 (放射性セシウム)

飲料水 10 Bq/kg、牛乳・乳児用食品 50 Bq/kg、一般食品 100 Bq/kg

詳細は項目別測定結果 (別紙) のとおり